

健康 2 - 1

許認可等の内容	児童手当の増額改定		
根拠法令及び条項	児童手当法第9条第1項		
担 当 課	こども未来課	処分権者	市 長
標準処理期間	2月	設 定 日	平成6年10月1日
審 査 基 準			
1 法第9条第1項に規定する「児童手当の額が増額することとなるに至った場合」とは、次の場合とする。			
(1) 新たに児童が出生した場合			
(2) 父母の死亡した児童を養育することとなった場合			
(3) 配偶者の連れ子を養子として養育することとなった場合			
(4) 受給資格者との間の養子縁組の意思の合致があり、実子と全く同じようにその生計を支え、監護を行っている場合			
(5) 上記以外の場合で法第4条に規定する支給要件を満たすこととなった児童が新たに生じた場合			
2 児童手当の増額の認定基準			
法第7条第1号に規定する児童手当の額の認定の基準に従い認定する。			

健康 2-2

許認可等の内容	児童手当の受給資格及び額の認定		
根拠法令及び条項	児童手当法第4条から第7条まで		
担当課	こども未来課	処分権者	市長
標準処理期間	2月	設定日	平成25年2月1日
<p>審査基準</p> <p>法第4条及び第5条に規定する支給要件に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のとおりである。</p> <p>1 受給資格の認定基準</p> <p>次の(1)及び(2)の要件を満たすこと。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者のうちで支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくし、又は生計を維持する者で、次に掲げる場合のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 父母が支給要件児童を養育していること。</p> <p>イ 父母以外の者が支給要件児童を養育していること。</p> <p>ウ 養育者が自分の子と自分の子でない児童とともに養育していること。</p> <p>※ 「市内に住所を有する者」とは、住民基本台帳に記載されている者とする。</p> <p>※ 「支給要件児童」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童又は中学校修了前の児童を含む2人以上の児童をいう。</p> <p>(2) 児童を養育している者の所得が政令第1条に定める額に満たないこと。</p> <p>所得の確認は、市町村長が発行する所得証明書によって行う。ただし、外国から帰国した日本人世帯が帰国した年度又は外国人が日本国に入国した年度における所得の額は、地方税法上適用外となるため、当該年度に係る前年（1月から5月の児童手当は前々年）の所得の取扱いは、所得がないものとして取り扱う。</p> <p>※ 他の市町村に課税されている場合は、前住所地の市町村からの所得に関する証明書により確認し、これ以外の場合で地方税法第294条第3項の規定により前住所地の市町村で課税されず他の市町村で課税されているときは、その市町村の所得に関する証明書により確認する。</p> <p>2 児童手当の額の認定基準</p> <p>法第6条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p>			
<p>変更日 平成18年4月1日</p> <p>変更日 平成25年2月28日</p>			

健康 2 - 3

許認可等の内容	貸付金の償還の免除		
根拠法令及び条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法第15条第1項		
担当課	こども未来課	処分権者	市長
標準処理期間	15日	設定日	平成30年4月1日
<p>審査基準</p> <p>貸付金の償還の免除は、法第15条第1項（法第31条の6第5項及び第32条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次の要件に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <p>〈償還を免除することができる場合〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第13条、第31条の6及び第32条の規定による貸付金の貸付けを受けた者（以下、「借主」という。）が死亡したとき。 2 借主が精神又は身体に著しい障害を受けたため、当該貸付金を償還することができなくなったと認められるとき。「精神若しくは身体に著しい障害」とは、その障害の程度が労働能力の喪失又は労働能力に著しい制限を及ぼすと認められるものとする。 3 前2項の場合で、議会の議決を経たとき。 <p>〈償還を免除することができない場合〉</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）（以下「令」という。）第20条（令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）の規定により、令第8条第4項、第31条の6第4項、第37条第4項若しくは第9条第1項（令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）の保証人又は当該母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けを受けた者と連帯して償還の債務を負担した（負担する）借主（連帯借主）がある場合であって、当該保証人又は当該連帯借主が、母子父子寡婦福祉資金貸付金の未済額を償還することができると認められるとき。</p>			

健康 2 - 4

許認可等の内容	貸付金の支払猶予		
根拠法令及び条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第19条第1項		
担当課	こども未来課	処分権者	市長
標準処理期間	15日	設定日	平成30年4月1日
<p>審査基準</p> <p>貸付金の償還金の支払いの猶予は、令第19条第1項（令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）の規定により、次の要件に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <p>〈償還金の支払いを猶予することができる場合〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを受けた者（以下「借主」という。）が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるとき。 <ul style="list-style-type: none"> 「やむを得ない理由」とは、失業、極度の事業不振、生計を一にする家族の傷病及び生活保護受給等により支払いが困難となったと認められるときをいう。 ただし、借主と連携して償還の債務を負担する借主（連帯借主）がある場合において、その連帯借主が支払期日に当該償還金を支払うことができると認められるときは、償還金の支払いを猶予することができない。 2 母子父子寡婦修学資金又は母子父子寡婦就学支度資金に係る償還金の支払期日において、当該資金の貸付けにより修学又は入学をした者が中学校、高等学校、大学、高等専門学校若しくは専修学校に就学し、又は母子父子寡婦福祉資金の貸付けにより知識技能を習得しているとき。 3 納期日前であるとき。 			